

質問第一七三号

桜を見る会の見直し状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年六月十七日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



## 桜を見る会の見直し状況に関する質問主意書

政府は、令和二年度の「桜を見る会」は中止することとし、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討し、予算や招待人数を含めた全般的な見直しを、幅広く意見を聴きながら行うこととしている。

しかし、これまでの間、桜を見る会の見直しの状況が全く明らかにされていないことから、以下質問する。

一 桜を見る会に関し、これまでに政府内においてどのような見直しが行われたのか、明らかにされたい。

二 「全般的な見直しを、幅広く意見を聴きながら行う」としているが、どのような者から、どのような形で意見を聴いたのか、又は今後聴く方針か、明らかにされたい。

三 桜を見る会に関する数々の疑惑解明のための国会からの質問・資料要求に対するこれまでの政府の極めて消極的・隠蔽的な姿勢に鑑み、見直しに当たっては、政府内で非公開の下行うのではなく、検討経過を包み隠さず公開すべきと考える。見直しに関する経過の公開に係る政府の方針を示されたい。

四 この度の新型コロナウイルス感染症による生命及び健康の被害や国民経済上に生じた惨禍や今後の感染拡大の危険等を踏まえ、政府は来年度の桜を見る会の開催についてどのような見解にあるのかを示された

い。

五 桜を見る会に関する全般的な見直しは、いつまでにその結果・結論を出すことを予定しているのか。また、見直しの結果・結論は公開するのか。政府の方針を示されたい。

右質問する。